

令和6年第4回取手市議会定例会提出予定議案説明記録【未校正】

実施年月日	令和6年11月27日
実施方法	オンライン会議システム「Zoom」

○市長（中村 修君） それでは、議案第66号から第78号までの13件を一括いたしまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案第66号、取手市監査委員条例及び取手市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本件につきましては、地方自治法が改正され、条項の移動が生じることに伴い、同法を引用する条例の規定を一括して改正するものであります。

議案第67号、取手市行政組織条例の一部を改正する条例についてであります。本件につきましては、市の子ども施策のさらなる推進のため、こども部を創設し子どもに関する業務を集約するとともに、福祉部門と健康部門の連携強化を図るため、現在の福祉部と健康増進部を新たに設置する健康福祉部に再編成するため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第68号、取手市手数料条例の一部を改正する条例についてであります。本件につきましては、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行により、原則全ての新築で省エネ基準適合が義務化されるほか、建築基準法に係る手続の見直し等が行われることに伴い、所要の措置を講ずるため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第69号、取手市奨学基金条例の一部を改正する条例についてであります。本件につきましては、高等学校授業料無償化に伴う給付型奨学金事業の廃止に伴い、取手市奨学基金が当初の目的を終えたことから、取手市奨学金貸付事業の財源として本基金を活用し、取手市奨学金貸付事業の制度拡大を図るため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第70号、取手市奨学金貸付条例の一部を改正する条例についてであります。本件につきましては、市内に在住する方の指定で子弟で大学に在学する方の学資として奨学金を貸し付ける取手市奨学金貸付事業について、近年の物価上昇による家計負担の増加及び日本学生支援機構の行っている奨学金事業の拡充などの社会情勢の変化を鑑み、新規貸付者に対する貸付金額の増額、貸付けの対象となる学校の種類の追加、その他所要の整備を行い、もって市民の高等教育の機会の均等化を図るため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第71号、市道路線の認定についてであります。本件につきましては、開発行為により市に帰属した道路及び開発行為の許可が不要な宅地造成により市に移管された道路について、市道として認定するため議会の議決を求めるものであります。

議案第72号、市道路線の変更についてであります。本件につきましては、開発行為により道路の形態が変更されたものについて、路線の起点及び終点を変更するため、議会の

議決を求めるものであります。

議案第 73 号、指定管理者の指定についてであります。取手市立かたらいの郷につきましては、令和 2 年度から令和 6 年度まで、日本環境マネジメント株式会社を指定管理者として管理してまいりました。現指定管理者の指定管理期間は令和 6 年度で満了となるため、令和 7 年度からの指定管理者について一般公募を行った結果、3 事業者から申請がありました。選定委員会による慎重な審議の結果、日本環境マネジメント株式会社が候補者として選定されたことから、引き続き日本環境マネジメント株式会社を指定管理者として指定したく、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第 74 号、指定管理者の指定についてであります。取手市立取手ウェルネスプラザ及び取手ウェルネスパークにつきましては、令和 2 年度から令和 6 年度まで、取手健幸づくりパートナーズを指定管理者として管理してまいりました。現指定管理者の指定管理期間は令和 6 年度で満了となるため、令和 7 年度から指定管理者について一般公募を行った結果、2 事業者から申請がありました。選定委員会による慎重な審議の結果、特定非営利活動法人日本スポーツ振興協会が候補者として選定されたことから、特定非営利活動法人日本スポーツ振興協会を指定管理者として指定したく、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第 75 号、令和 6 年度取手市一般会計補正予算（第 8 号）についてであります。補正予算の規模は、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ 16 億 7,076 万 4,000 円を増額し、予算総額を 476 億 8,872 万円とするものであります。補正予算の主な内容は大きく 3 点でございます。

1 点目は、扶助費の増額であります。利用者数の増加などに伴い、障害者自立支援給付費や生活保護費の扶助費を増額いたします。

2 点目は、安全安心な町と未来を見据えた環境整備であります。E S C O 事業として実施する藤代庁舎照明 L E D 化事業の今年度分の委託費や、市内西部地区を中心に発生しているナラ枯れの対応経費、取手駅東西連絡地下通路内にバリアフリー対応の公衆トイレを設置するための実施設計費を計上しております。

3 点目は、ふるさと取手応援寄附金推進事業費の増額であります。昨年度実施した民間ポータルサイトの増設の効果や、返礼品が好評であることなどによる寄附金収入の増額と、これに伴う事業費の増額などを計上しております。

議案第 76 号、令和 6 年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）についてであります。補正予算の規模は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 169 万 8,000 円を増額し、予算総額を 112 億 3,616 万 6,000 円とするものであります。歳入歳出予算の補正内容につきましては、12 月からマイナ保険証を基本とする仕組みに移行することに伴い、マイナンバーカードを所有していない被保険者に交付する資格確認書の印刷製本費、郵便料金の値上げに伴う通信運搬費の増額を計上しております。

議案第 77 号、令和 6 年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）についてであります。補正予算の規模は、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ 2,978 万 5,000 円を増額し、予算総額を 39 億 7,709 万 8,000 円とするものであります。歳出予算の主な

補正内容につきましては、令和5年度療養給付費負担金の確定に伴う療養給付費納付金の増額を計上しております。歳入予算の主な補正内容につきましては、一般会計繰入金の増額を計上しております。

議案第78号、令和6年度取手市介護保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。補正予算の規模は、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ3億1,875万1,000円を増額し、予算総額を95億7,367万5,000円とするものであります。歳出予算の主な補正内容につきましては、居宅介護サービス給付費、施設介護サービス給付費、居宅介護サービス計画給付費の増額を計上しております。歳入予算の主な補正内容につきましては、介護給付費の増加に伴い、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金の増額を計上しております。

次に、承認第4号から第5号までの2件につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

承認第4号、取手市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてであります。本件につきましては、児童手当法施行令及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令が改正され、医療福祉費に係る支給限度額の算定に用いる扶養の要件が厳格化されたことを受け、茨城県が作成する条例準則が従前前の基準により判断するよう改められたことを踏まえ、当該準則と同様の措置を講ずる改正であります。なお、本件につきましては、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分し、同条第3項の規定により、ご報告申し上げます。

承認第5号、令和6年度取手市一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認についてであります。補正予算の規模は、既定の歳入歳出予算に、それぞれ5,079万4,000円を増額し、予算総額を460億1,795万6,000円とするものであります。補正予算の内容は、先日行われました第50回衆議院議員総選挙に係る経費について予算措置したものであります。本件につきましては、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分し、同条第3項の規定に基づき、ご報告申し上げます。

以上、15件の提出予定議案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。詳細につきましては、担当部長から説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

**○総務部長（吉田文彦君）** これから、令和6年第4回定例会に送付させていただきました議案につきまして、それぞれの所管部長から説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。総務部長の吉田でございます。

それでは議案第66号、取手市監査委員条例及び取手市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。地方自治法が改正され、普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責について規定する条項及び職員の賠償責任について規定する条項がそれぞれ移動が生じることに伴い、これらの条項を引用している取手市監査委員条例及び取手市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の規定について、一括して改正するものであります。以上でございます。

**○政策推進部長（齋藤嘉彦君）** 政策推進部、齋藤です。それでは続きまして、議案第

67号、取手市行政組織条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。令和7年度から市の行政組織の再編成を行うため、条例の一部を改正するものです。国のこども家庭庁の発足を受け、市においても今年度からこども政策室を設置し、子どもに関連した施策の庁内横断的な司令塔機能として、子どもを取り巻く環境の整備に向けた検討を進めております。その取組をさらに進めていくために、こども部を創設し、子どもに関連する業務の集約化を行うものです。あわせまして、福祉部門と健康部門の連携強化を図るため、福祉部と健康増進部を新たに設置する健康福祉部に再編成するものであります。議案第67号についての説明は以上となります。

**○都市整備部長（浅野和生君）** 都市整備部、浅野です。議案第68号、取手市手数料条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。本件につきましては、カーボンニュートラルの実現、脱炭素社会の実現に資するために法改正が行われたことから、審査項目や手数料の設定など、審査・検査項目が増加したことによりまして、取手市手数料条例の一部を改正するものでございます。以上でございます。

**○教育部長（井橋貞夫君）** 教育委員会、井橋です。教育委員会所管の条例改正案2本について、ご説明申し上げます。

まず、議案第69号、取手市奨学基金条例の一部を改正する条例についてです。本条例による取手市奨学基金は、市民の有志の方から、教育に役立ててほしいという趣旨で頂いた寄附金を原資として昭和46年に設置され、高校生向けの給付型奨学金の財源として活用されてきました。しかし、高等学校の授業料の無償化制度の実施以降、取手市給付型奨学金が廃止され、支出及び収入のない休眠状態となっていました。一方で、大学生向けの取手市奨学金貸付事業を継続して実施しており、近年の物価や大学等の授業料の高騰を背景に、事業の拡充が必要な時期が来ていると考えております。そこで休眠中である本基金を、取手市奨学金貸付事業の財源に充て事業の拡充を図るため、本条例の一部を改正するものです。

続きまして、議案第70号、取手市奨学金貸付条例の一部を改正する条例についてです。市教育委員会では平成4年度から継続して、大学に在学する方の学資として奨学金を無利子で貸し付ける取手市奨学金貸付事業を行っております。本事業につきましては、近年の物価上昇や大学授業料等の高騰による家計負担の増加、日本学生支援機構が行っている奨学金事業の拡充など、社会情勢の変化を踏まえ、事業制度の拡充が必要な時期が来ていると考えております。具体的な拡充点としましては、国公立の学校が月額3万円、私立の学校が月額4万円である現行の貸付金額を国公立の学校4万円、私立の学校を5万円に増額し、貸付けの対象として高等専門学校の4年生及び5年生を追加し、他の団体が行っている給付型奨学金との併用を認めることなどを予定しております。これらの拡充によって、取手市奨学金貸付事業の利便性を向上させ、市民の高等教育のさらなる機会均等化に資するため、本条例の一部を改正するものです。以上です。

**○建設部長（渡来真一君）** 建設部、渡来です。議案第71号、市道路線の認定について並びに、議案第72号、市道路線の変更についてを御説明いたします。

まず議案第71号、市道路線の認定についてです。本件は、開発行為により市に帰属し

た道路等について市道として認定するため、議会の議決を求めるものです。初めに、稲地区2路線についてです。議案書1ページの表と2ページの位置図及び認定図を併せて御覧ください。上から1番目の1-2541号線並びに2番目の1-2776号線の2路線につきましては、一括して御説明いたします。各路線の起終点番地、延長、最大・最小幅員につきましては、表のとおりとなっております。

次に、青柳地区3路線についてです。議案書1ページの表に戻りまして、3ページの位置図及び認定図も併せて御覧ください。上から3番目の1-4752号線から、最下段、1-4754号線までの3路線につきましては、一括して御説明いたします。各路線の起終点番地、延長、最大・最小幅員につきましては、表のとおりとなっております。

次に、議案第72号、市道路線の変更について、ご説明申し上げます。本件につきましては、開発行為により道路の形態が変更されたものについて、路線の起点及び終点を変更するため、議会の議決を求めるものです。最上段、1-4327号線から、最下段、1-4736号線までの3路線につきましては、一括して御説明いたします。各路線の起・終点番地、延長、最大・最小幅員につきましては、表のとおりとなっております。議案第71号、議案第72号の説明は以上となります。

**○福祉部長（鈴木文江君）** 福祉部、鈴木です。議案第73号、指定管理者の指定について、ご説明申し上げます。福祉部所管施設の取手市立かたらいの郷は、令和2年度から令和6年度までを指定管理期間として日本環境マネジメント株式会社が管理を行っております。今年度末での指定期間の満了に伴い、次期指定管理者の一般公募を実施した結果、3事業者からの申請がありました。取手市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の定めにより、委員7名から成る取手市立公の施設指定管理者選定委員会にて慎重な審議の結果、日本環境マネジメント株式会社が指定管理候補者として選定されましたので、取手市立かたらいの郷の設置の目的を効果的に達成するため、日本環境マネジメント株式会社を令和7年度から令和11年度までの指定管理者として指定したく、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものです。説明は以上となります。

**○健康増進部長（彦坂 哲君）** 健康増進部、彦坂です。続きまして、議案第74号、取手市立取手ウェルネスプラザ及び取手ウェルネスパークの指定管理者の指定について、御説明いたします。取手市立取手ウェルネスプラザ及び取手ウェルネスパークの指定管理期間は、令和2年度から令和6年度までとなっており、今年度をもって現行の指定管理期間が満了となるため、令和7年度から令和11年度までの次期指定管理者の選定を行いました。指定管理者の選定においては、条例に定める委員10名からなる取手市公の施設指定管理者選定委員会を設置、市長の諮問を受け、令和6年7月24日に第1回選定委員会での公募内容を審議し、11月1日に第2回選定委員会で申請のあった2団体のヒアリング審査を実施しました。その結果、特定非営利活動法人日本スポーツ振興協会が指定管理者の候補者として適正と認められ、委員会より答申を受けました。これらを受け、地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者の指定について議会の議決を求めるものです。説明は以上となります。

**○財政部長（田中英樹君）** 財政部の田中です。議案第75号、令和6年度取手市一般会

計補正予算（第8号）について御説明いたします。令和6年度一般会計12月補正予算案の概要の1ページを御覧ください。今回の補正予算の基本的な考え方ですが、大きく3点ございます。1点目に、自立支援給付費等の扶助費の増額。2点目に、安全安心なまちと未来を見据えた環境整備。3点目に、ふるさと取手応援寄附金推進事業の増額。以上、3つの考え方に基づき補正予算を計上しております。中段にございます、1、補正予算の規模を御覧ください。今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ16億7,076万4,000円を増額し、予算総額を476億8,872万円とするものです。

続きまして、補正予算の内容について御説明させていただきます。説明は、歳入、歳出、債務負担行為、地方債の順番で、各担当部長から行います。歳入のうち歳出に伴うものにつきましては、歳出の説明の際に併せて御説明させていただきます。また今回、繰越明許費の設定がございしますが、いずれも歳出補正に伴うものでありますので、そちらも歳出の説明の際に併せて御説明させていただきます。なお、例年12月補正におきましては、公用車リース料など債務負担行為の設定が多くありましたが、今回から条例により長期継続契約の対象となる経常的な業務等につきましては、債務負担行為の設定がございませんので、お含みおきください。

それでは、財政部所管の歳入歳出予算の補正内容を、ご説明申し上げます。初めに、歳入です。議案書の11ページを御覧ください。上段の17款、財産収入、2項、財産売払収入の、土地売払収入は、市有地3か所の売却に伴い、1億6,393万4,000円の収入が確定したことから、当初予算額との差額、1億6,093万4,000円を補正するものです。主なものは、旧舟山住宅跡地の土地、約2,700平米で、一般競争入札を行い、売払金額は1億4,005万円となりました。他の2件は随意契約により売却をしております。なお、売払収入は全額を公共施設整備基金に積立てをいたします。その下の、18款、1項、寄附金の、ふるさと取手応援基金寄附金につきましては、民間ポータルサイトの増設や、引き続き市内返礼品が人気を博していることなどにより、寄附件数・金額ともに前年度比で増加傾向にあることから、5億円を増額するものです。また、石川県能登町への豪雨災害支援として、9月から実施しているふるさと納税の代理寄附受付について、受付見込額350万円を別途計上しております。その下の19款、繰入金、2項、基金繰入金の財政調整基金繰入金は、今回の補正の財源調整により、2億8,782万5,000円を増額するものです。

続きまして、財政部所管の歳出を御説明いたします。13ページを御覧ください。2款、総務費、1項、総務管理費のうち、中段の、ふるさと取手応援寄附金推進事業に要する経費は、寄附金の増額に伴いまして、返礼品代金を含む業務委託料、2億5,000万円、頂いた寄附金を基金へ積み立てるための積立金5億円、石川県能登町へ送金する災害支援代理受付分の寄附金350万円、合計で7億5,350万円を増額するものです。その下の市有財産管理に要する経費は、市が所有する土地に生育している樹木に、病害虫カシノナガキクイムシによる被害が確認されたことから、樹木病害虫被害対応業務委託料、230万2,000円を計上しております。対象となる土地及び樹木は、医師会病院南側法面の9本となっております。なお財源として、守谷市・利根町との2市1町の協定に基づき、費用の一部負担金を歳入に計上しております。守谷市・利根町からの負担金につきましては、議案書11

ページ下段の、21 款、諸収入、6 項、雑入の、樹木病虫害被害対応負担金 61 万 7,000 円となっております。

次に、14 ページを御覧ください。中段の過年度国庫支出金等過誤納返還金は、実績報告に基づき交付額が決定された国県補助金のうち、超過受入分を返還するため、204 万円を増額するものであります。

その下の、2 項、徴税費の、市税過誤納付金還付金は、主に法人市民税において、過年度の税額変更に伴う還付が多く生じていることから、年度末まで不足が見込まれるため、650 万円を増額するものです。

次に、15 ページを御覧ください。上段の徴収事務に要する経費は、10 月に行われた郵便料の値上げに伴い、通信運搬費に不足が生じる見込みであることから、90 万円を増額するものです。財政部所管は以上です。

**○総務部長（吉田文彦君）** 総務部、吉田です。それでは、歳出につきまして、総務部所管の補正予算を、ご説明申し上げます。補正予算書 13 ページ上段を御覧ください。2 款、総務費、1 項、総務管理費のうち、20、文書管理に要する経費についてです。10 月 1 日から郵便料金の改定が行われたことに伴い、郵便料金の年間支払額について年度末に不足が見込まれるため、通信運搬費 130 万円の増額を計上するものです。

続きまして、補正予算書の 14 ページ上段を御覧ください。同じく 23、藤代庁舎の管理に要する経費についてです。こちらは、藤代庁舎照明 LED 化 E S C O 事業委託料を計上するもので、消費電力の低減や二酸化炭素排出量の削減を図るため、藤代庁舎の照明、約 1,600 基を LED 化するものです。令和 6 年度から令和 11 年度までを期間とする E S C O 事業として実施し、公募型プロポーザルにより選定した事業者が設計・施工から省エネ効果測定、検証までを一括して行います。令和 6 年度は設計と施工を実施するため、その費用として 7,875 万 1,000 円を計上しています。なお財源につきましては、地方債として脱炭素化推進事業債を 7,080 万円、その他として公共施設整備基金を 795 万 1,000 円充当しております。

続きまして、補正予算書の 15 ページ中段を御覧ください。2 款、総務費、3 項、戸籍住民基本台帳費のうち、5、戸籍住民基本台帳事務に要する経費についてです。こちらは自治体情報システムの標準化に伴う標準仕様により、戸籍ふりがなの法制化以降は戸籍の身分事項欄にある国籍に地域を追加記載するため、必要な機能を戸籍情報システムへ追加するための委託料として、193 万 6,000 円を増額するものです。以上で、総務部所管の補正予算の説明を終わります。

**○福祉部長（鈴木文江君）** 福祉部、鈴木です。議案第 75 号、令和 6 年度取手市一般会計補正予算（第 8 号）の福祉部所管分について、ご説明申し上げます。補正予算書 16 ページを御覧ください。3 款、民生費、1 項、社会福祉費です。中国残留邦人支援事業に要する経費は、支援者の入院により医療費の不足が見込まれるため、中国残留邦人支援給付金 160 万円を増額しております。この歳出増に伴う歳入として、国負担金 4 分の 3 の 120 万円を増額しております。

続きまして、障害者手帳申請診断書料助成に要する経費は、身体障害者手帳と精神保健

福祉手帳の新規・再認定・更新の各申請において、必要な診断書にかかる費用の5,000円を上限に半額を助成するものであり、手帳交付申請件数の増加に伴い、予算額を超える支出が見込まれることから、扶助費59万8,000円を増額しております。この歳出増に伴う財源として、ふるさと取手応援基金41万円を充当しております。

続きまして、介護給付費等に関する経費は、障がい福祉サービス利用者数が954人で、前年度4月から9月の同期間との比較で75人増加している状況にあります。あわせて、今年度に行われた報酬改定による影響で予算額を超える支出が見込まれることから、扶助費で2億4,400万円、審査支払手数料で20万6,000円を増額しております。この歳出増に伴う歳入として、国庫負担金2分の1の1億2,200万円、県負担金4分の1の6,100万円をそれぞれ増額しております。

続きまして、地域生活支援事業に関する経費は、訪問入浴サービスの利用者が増加したことにより、扶助費167万円を増額しております。この歳出増に伴う歳入として、国庫補助金48万4,000円、県補助金23万3,000円をそれぞれ増額しております。

次に、17ページを御覧ください。介護保険特別会計繰出金は、介護保険特別会計補正に伴い3,984万4,000円を増額しております。介護給付費の増などが主な理由となります。

次に、18ページを御覧ください。2項、児童福祉費の家庭児童相談室に要する経費は、様々な事情から一時的に養護施設等で児童を預かる子育て支援短期利用事業について、既に想定を超えた利用実績が生じており、今後におきましても一定の利用が見込まれることから、委託料64万6,000円を増額しております。この歳出増に伴う歳入として、その他財源として、利用者負担金32万2,000円、国庫補助金10万7,000円、県補助金10万7,000円を、それぞれ増額しております。

続きまして、障害児通所給付費に要する経費は、児童発達支援や放課後デイサービスの利用者数が667人で、前年4月から9月の同期間との比較で、31人増加している状況にあります。あわせて、今年度に行われた報酬改定による影響で、予算額を超える支出が見込まれることから、扶助費で9,920万円、審査支払手数料で19万3,000円を増額しております。この歳出増に伴う歳入として、国庫負担金2分の1の4,960万円、県負担金4分の1の2,480万円を、それぞれ増額しております。

続きまして、民間保育園運営に要する経費は、保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業費補助金として、13万5,000円を計上しております。こちらは、民間保育施設における児童の着替え等の際に使用するパーティションの購入費用について、希望する民間施設分に対する補助金となります。また、業務効率化推進事業ICT補助金として345万円を計上しております。こちらは、民間保育施設の保育士の業務負担軽減を図るため、子どもの登降園管理などの補助業務や、保育に関する計画等に係るICT等を活用した業務システムの導入費用の一部を補助するもので、今回新たに導入する民間4施設への補助金となります。この2つの事業費の歳出増に伴う歳入として、国庫補助金239万円を増額しております。

次に、19ページを御覧ください。保育所の管理運営に要する経費は、公立保育所における延長保育料等の徴収について、キャッシュレス化を図ることを目的に、保育業務支援

システム委託料 88 万円を増額しております。また、公立保育所における性被害防止対策に係る設備等支援事業費として、パーティションやセンサーライトなどの備品購入費 40 万円を増額しております。この 2 つの事業費の歳出増に伴う歳入として、国庫補助金 60 万円を増額しております。

続きまして、子育て支援に要する経費は、戸頭地域子育て支援センターにおける性被害防止対策に係る設備等支援事業費として、パーティションの購入代 10 万 7,000 円を増額しております。この歳出増に伴う歳入として、国庫補助金として 5 万円を増額しております。

続きまして、母子家庭等支援事業に要する経費は、母子生活支援施設の入所措置費について、複数の施設の利用料を参考に予算計上しておりましたが、当初参考としていた施設利用単価を超える施設の利用が生じたことから、施設委託料が不足したため、127 万円を増額しております。この歳出増に伴う歳入として、国庫負担金として 63 万 4,000 円、県負担金 31 万 7,000 円をそれぞれ増額しております。

次に、20 ページを御覧ください。3 項、生活保護費の生活保護に要する経費は、生活保護受給者の増加に伴い、扶助費 1 億 530 万円を増額しております。この歳出増に伴う歳入として、国庫負担金 4 分の 3 の 7,897 万 5,000 円を増額しております。以上、議案第 75 号、令和 6 年度取手市一般会計補正予算（第 8 号）における福祉部所管分について説明申し上げます。

**○健康増進部長（彦坂 哲君）** 健康増進部、彦坂です。私からは、続きまして、健康増進部所管の歳入・歳出についてご説明申し上げます。

まず、歳入の御説明をいたします。補正予算書 10 ページを御覧ください。16 款、県支出金、2 項、県補助金、医療福祉医療費（過年度）2,384 万 3,000 円の計上となります。医療福祉費支給制度は、医療費及び事務費の総額から返還金などの収入を差し引いた額の 2 分の 1 を茨城県が助成する制度で、令和 5 年度に支出した医療福祉費実績額に基づいた追加交付があるため計上しております。

次に歳出の御説明をいたします。補正予算書 17 ページを御覧ください。3 款、民生費、1 項、社会福祉費、後期高齢者医療特別会計繰出金 2,948 万 5,000 円を増額するものです。これは、令和 6 年度市町村共通経費負担金の確定に伴う減額及び令和 5 年度後期高齢者医療給付費負担金が確定したことにより、負担金に不足額が発生し、不足額を納付するため増額するものです。同じく、医療福祉費助成に要する経費のぬくもり医療費について、令和 5 年度実績により、一人当たりの医療費が増額となったことに伴い、令和 6 年度支出見込額に不足が生じるため、1,830 万円を増額するものです。また、マル福医療費につきましては、予算額の増減はございませんが、歳入で御説明いたしました令和 5 年度実績に伴う追加交付により、増額分を充当する財源内訳を一般財源から県支出金へ変更するものです。以上、健康増進部所管の御説明を申し上げます。

**○まちづくり振興部長（野口 昇君）** まちづくり振興部の野口です。続きまして、まちづくり振興部所管の歳入歳出補正予算の内容について御説明いたします。補正予算書 20 ページを御覧ください。4 款、衛生費、1 項、保健衛生費、犬猫対策に要する経費、89

万1,000円の増額です。市管理の道路上にある動物の死骸回収・運搬・処理を行う動物死体処理業務の person 費や燃料費等の高騰により、令和6年度の委託契約1体当たりの処理単価が大幅に上昇したため増額するものです。

次に、補正予算書21ページ、公衆トイレ管理に要する経費、654万1,000円の増額です。内訳ですが、取手駅前公衆トイレ設置工事実施設計業務委託料620万円は、現在の取手駅西口公衆トイレの老朽化等に伴い、新たに取手駅東西連絡地下通路内にバリアフリー対応の公衆トイレ設置に係る実施設計委託料になります。設計委託の完了が令和7年5月予定になるため、補正予算書5ページのとおり繰越明許費を設定しております。あわせて、藤代駅南口公衆トイレの利用環境向上のために、温水洗浄便座3台を購入する備品購入費、34万1,000円を追加しております。この備品購入費については、補正予算書11ページ下段の、21款、諸収入、6項、雑入、衛生費雑入のネーミングライツ料5万円を活用するものです。

次に、補正予算書21ページに戻っていただきまして、4款、衛生費、2項、清掃費、ごみ減量推進に要する経費、78万円の増額です。生ごみ処理機等の購入補助金申請が当初の想定を上回り、予算額が不足する見込みのため増額するものです。これに伴う歳入といたしまして、補正予算書11ページ、19款、繰入金、2項、基金繰入金、地域振興基金繰入金54万円を増額し、充当しております。

続きまして、補正予算書22ページ、5款、農林水産業費、1項、農業費、土地改良事業に要する経費、126万5,000円の増額です。こちらは、新川大夫落排水路の第2排水機場のポンプ1機を、夜間等の突発的な集中豪雨に対応するために、自動運転化する改修の工事負担金になります。

続いて、6款、商工費、1項、商工費の、わくわく取手生活実現事業に要する経費、350万円の増額です。東京23区または東京圏から市内に移住して就業・起業またはテレワーク等を行う場合に、茨城県と共同で移住支援金を支給しておりますが、当初の見込みより交付予定者が増えたため増額するものです。これに伴う歳入といたしまして、補正予算書10ページ、16款、県支出金、2項、県補助金のわくわく茨城生活実現事業補助金を事業費の4分の3、262万5,000円を増額しております。以上、まちづくり振興部所管の補正予算になります。

**○建設部長（渡来真一君）** 建設部、渡来です。建設部所管の補正予算について御説明いたします。最初に、歳入から御説明いたします。補正予算書11ページ下段を御覧ください。21款、諸収入、6項、雑入、土木費雑入、ネーミングライツ料として330万円の増額を計上しております。ネーミングライツ事業につきましては、管理課では、常総ふれあい道路に設置された戸頭横断歩道橋と新町横断歩道橋の公募を行ったところ、両方とも申込みがありました。1橋当たり年間33万円のネーミングライツ料であり、令和6年10月1日から5年間の契約をしております。なお、今年度に5年間分のネーミングライツ料が一括納入となります。

続きまして、歳出について御説明いたします。補正予算書23ページ上段を御覧ください。7款、土木費、2項、道路橋梁費、20、道路維持補修に要する経費ですが、委託料と

して1,255万4,000円の増額を計上しております。委託業者と職員による街路樹の一斉点検を実施した際に、植栽から年数が経過し樹木が老木化したことにより、樹木内に空洞化や根の劣化が発生し倒木の恐れが高くなっている街路樹や、現在の歩道基準では植樹升により適切な幅員が確保できないなどにより、安全面などを考慮し、委託業者による伐採費用として、1,245万円を計上しております。またネーミングライツ事業により、ネーミングライツ料を活用し歩道橋の清掃管理を行うため、委託業者による清掃費用として、10万4,000円を計上しております。

次に、補正予算書23ページ下段を御覧ください。3項、都市計画費、5、公園緑地事務に要する経費ですが、修繕料として157万7,000円を計上しております。取手緑地運動公園の除草作業に使用している4台のトラクターが、経年劣化等により修理を含めたメンテナンスが必要となるためのものです。次に、補正予算書24ページ上段を御覧ください。21、緑地等管理に要する経費ですが、ナラ枯れ対策として、樹木病虫害被害対応業務委託料として437万8,000円を計上しております。今年度も10月に調査を実施したところ、あけぼの市民緑地、山之坊緑地の2か所において、計38本の樹木で、ナラ枯れの原因となる昆虫、カシノナガキクイムシによる被害を確認いたしました。被害木については昨年同様、枯れてしまった樹木は伐採を行い、枯れていない樹木は表面を消毒し、被害の拡散を防ぐための保全措置を講じてまいります。

次に、22、保存緑地・保存樹木等に要する経費ですが、保存樹木に指定されておりました岡地区にあるヤマザクラが倒木したことによる樹木伐採及び処分に対する助成金として、15万6,000円を計上しております。なお、当該事業の財源として、全額みどりの基金を充当いたします。基金の歳入につきましては、補正予算書11ページ中段、19款、繰入金に記載のとおりです。

次に、27、公園維持管理に要する経費ですが、ナラ枯れ対策の樹木病虫害被害対応業務委託料、573万1,000円を計上しております。こちらにつきましても、さきに述べた内容と同様で、市内公園で発生したナラ枯れ被害樹木の対策を行うための費用です。今年度も10月に調査を実施したところ、戸頭公園、宮ノ前ふれあい公園、ゆめみ野公園、井野公園、利根川自然公園の5公園で計27本の被害が確認されていますので、伐採処理のほか、表面を消毒し保全措置を講ずるなどの対応を進めてまいります。

次に、補正予算書24ページ下段から25ページを御覧ください。4項、住宅費、20、市営住宅に要する経費ですが、2,369万4,000円の増額を計上しております。押切住宅用地については、平成7年に公営住宅の建設を進めるため、一部の住宅用地について個人と取手市で土地の賃貸借契約を締結しております。事業は中止となりましたが、今年度末において賃貸借期間が満了を迎えるに当たり、土地所有者と協議を進める中で、土地の返還に当たり9月補正において測量設計業務を計上しておりました。その後、土地所有者との土地の返却に向けた協議が調ったことから、現地等を精査したところ、測量設計を行わずとも造成工事に着手できると判断したため、測量設計業務委託料917万4,000円の減額補正を行うとともに、造成工事費として3,286万8,000円を計上するものとなります。建設部所管の補正予算の説明は以上となります。

○都市整備部長（浅野和生君） 都市整備部、浅野です。都市整備部所管の補正予算について、ご説明申し上げます。一般会計補正予算書 23 ページを御覧ください。7 款、土木費、3 項、都市計画費、都市交通政策の推進に関する経費、路線バス継続支援補助金として、750 万円を計上しております。利用の低迷やエネルギー価格高騰などの影響を受け収益性が悪化している、藤代駅南口から藤代桜が丘までを結ぶ路線バスについて、地区住民の日常生活に必要な移動手段の確保などを目的に、運行の継続に向けた支援として補助金を運行事業者に交付するものでございます。なお本事業は、ふるさと取手応援基金を 525 万円充当しております。都市整備部所管の補正予算につきましては以上でございます。

○消防長（岡田直紀君） 続きまして、消防本部、岡田からは、消防本部所管の補正予算について御説明いたします。補正予算書 25 ページ中段を御覧ください。8 款、消防費、1 項、消防費、職員の福利厚生に要する経費につきましては、令和 7 年度採用職員、男性 4 名が 4 月 1 日から勤務するために必要な制服や活動服の被服一式を購入し貸与するため、158 万 9,000 円を増額補正するものです。

続いて、その下になります。今回の計上事業につきましては、今年度に委託しました令和 6 年度消防本部（署）自家用発電設備保守点検管理業務委託により、戸頭消防署の非常用発電機が老朽による発電不良であるとの報告を受け、故障していることを確認したもので、防災拠点施設として機能を確保する必要があることから、早期の改修工事を行うための実施設計を委託するもので、委託料 400 万円を増額補正するものでございます。なお財源につきましては、市債、緊急防災減災事業債、400 万円を充当しております。また消防庁舎の管理運営に要する経費、戸頭消防署非常用発電機改修工事实施設計業務委託料につきましては、既存の配線など詳細な調査が必要になり、最低 4 か月から 7 か月程度の期間を要すると聴取していることから、令和 6 年度内に完了しないことが見込まれるため、委託料 400 万円を繰越明許費とするものでございます。以上で、消防本部所管の説明を終わります。

○教育部長（井橋貞夫君） 教育委員会、井橋です。教育委員会所管の歳出補正について、ご説明申し上げます。補正予算書 26 ページ、9 款、教育費、1 項、教育総務費、教育振興に要する経費、1,697 万 4,000 円の増となります。令和 7 年度に中学校全教科の教科書が全面改訂されるため、中学校教師用デジタル教科書、教師用指導書、教師用教科書を購入するものです。生徒の学力向上及び学習指導の充実を図るため、教員による授業準備のための教材研究や研修が不可欠であり、授業及び教材研究に資する教師用デジタル教科書や教師用指導書を令和 6 年度中に購入し、新年度からの学習指導の工夫・改善に役立てるものです。中学校の教科書は 4 年ごとに改訂され、生徒用の教科書については国において無償供与されますが、教師については無償供与の対象でないため購入するものです。

その下、2 項、小学校費、小学校管理に要する経費、725 万 1,000 円の増となります。小学校において、支援を必要とする児童に配置する教育補助員が、当初の想定より多いため報酬を増額するものです。

続きまして、補正予算書 27 ページ、4 項、幼稚園費、幼稚園管理に要する経費、79 万円の増となります。明治安田生命保険総合会社柏支所より、子育て支援事業として寄附金

77万4,000円を受けましたので、藤代幼稚園に玩具や遊具を購入するため、需用費及び備品購入費を増額するものです。

その下、5項、社会教育費、図書館活動に要する経費、50万2,000円の増となります。常陽建設ふじしろ図書館のネーミングライセンス料を活用した利用者用DVD視聴ブースのAV機器の更新を行うものです。なお財源につきましては、諸収入のネーミングライセンス料から35万円を充当するものです。その下、5項、社会教育費、埋蔵文化財調査・整理に要する経費です。この事業は、主に開発行為や住宅の建築などの土木工事前に実施する必要がある市内遺跡確認・緊急発掘調査の経費である経費であるため、土木工事の場所や件数によって変動が大きい事業となります。今年度は、面積の大きな調査地や長期間の確認調査が多く、今後不足が想定される調査経費148万5,000円を増額し、緊急の発掘調査等に迅速に対応できる体制を整えておくものです。

続きまして補正予算書28ページ、6項、保健体育費、体育スポーツ振興に要する経費、110万円の増は、国際大会・全国大会・関東大会に出場する個人・団体に対するスポーツ大会出場奨励金に不足が見込まれるため、計上するものです。なお財源につきましては、ふるさと取手応援基金繰入金から77万円を充当するものです。

その下、取手グリーンスポーツセンター管理運営に要する経費、130万3,000円の増は、まず利用者の利便性向上と災害時に避難者が情報を収集・共有できる環境を整えることを目的とし、フリーWi-Fi設備を導入する経費、及びTAC取手グリーンスポーツセンター敷地内でナラ枯れの木が4本発見されたため、これに対する防除策として、伐採及び薫蒸処理・消毒の費用となります。さらに、利用者からの要望が高かった室内プール・更衣室用ロッカーの更新を計画的に実施するための備品購入費となります。なお、通信運搬費及び備品購入費の財源につきましては、諸収入のネーミングライセンス料から75万円を充当するものです。最後に、補正予算書29ページ、6項、保健体育費、藤代スポーツセンター管理運営に要する経費396万円の増は、FUYOUアリーナ藤代野球場の修繕経費となります。竣工してから32年が経過しており、経年劣化が著しい一塁側倉庫わきの擁壁補修、U字溝補修、ラバー改修及びバックネット改修を行うものです。なお、財源につきましては、諸収入のネーミングライセンス料から350万円を充当するものです。教育委員会所管の歳出補正に対する説明は以上となります。

**○健康増進部長（彦坂 哲君）** 健康増進部、彦坂です。債務負担行為補正に関しましては、各所管部長より御説明いたします。私からは健康増進部所管分について御説明いたします。補正予算書6ページ、第3表、債務負担行為補正を御覧ください。表の上段、ウェルネスプラザ指定管理料についてです。期間は令和6年度から令和11年度、限度額については、協定等に基づく指定管理経費として、債務負担行為を設定するものでございます。健康増進部所管分の説明は以上となります。

**○福祉部長（鈴木文江君）** 福祉部、鈴木です。第3表、債務負担行為補正、福祉部所管について、ご説明申し上げます。第3表、債務負担行為補正の2段目となります。かたらいの郷指定管理料です。限度額は協定等に基づく指定管理経費となります。議案第73号に関連して、令和6年度から令和11年度までの期間で債務負担行為を設定するものです。

以上、債務負担行為補正についての説明となります。

○**財政部長（田中英樹君）** 財政部、田中です。議案書7ページを御覧ください。第4表、地方債補正は、先ほど歳入歳出予算に係る各担当部長からの説明にありましたとおり、脱炭素化推進事業を追加するとともに、緊急防災減災事業の限度額を変更するものです。以上が、議案第75号、令和6年度取手市一般会計補正予算（第8号）の説明となります。

○**健康増進部長（彦坂 哲君）** 健康増進部、彦坂です。私からは、議案第76号、令和6年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。補正予算の規模は、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ169万8,000円を増額し、予算総額を112億3,616万6,000円とするものです。初めに歳入ですが、補正予算書4ページを御覧ください。6款、繰入金、2項、基金繰入金、国保財政調整基金繰入金については、169万8,000円の増額となります。財源不足分について基金を取り崩し、補てんするものです。

次に、歳出についてです。補正予算書5ページを御覧ください。1款、総務費、1項、総務管理費、国保事務に要する経費74万8,000円については、マイナ保険証移行に伴う印刷製本費及び郵便料値上げによる通信運搬費の増額です。続いて下段、1款、総務費、2項、徴税費、国保税徴収に要する経費95万円については、郵便料金値上げによる通信運搬費の増額です。

続いて、補正予算書6ページを御覧ください。4款、保健事業費、1項、特定健康診査事業費、特定健康診査等事業に要する経費については、予算額の増減はございませんが、都道府県繰入金2号分からの充当額を基金繰入金、一般財源からの充当に変更するものです。以上、議案第76号、令和6年度取手市国民健康保険事務——国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について御説明を申し上げます。

続けて、議案第77号、令和6年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。補正予算の規模は、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ2,978万5,000円を増額し、予算総額を39億7,709万8,000円とするものです。初めに、歳入についてです。補正予算書4ページを御覧ください。3款、繰入金、1項、一般会計繰入金、事務事務費繰入金、59万円を減額するものです。これは一般会計補正予算で説明いたしました、茨城県後期高齢者医療広域連合へ納付する市町村共通経費負担金について、令和6年度分が決定したことによるものです。

続きまして、同じく3款、繰入金、1項、一般会計繰入金、医療給付費負担分繰入金、3,007万5,000円を増額するものです。これは令和5年度後期高齢者医療給付費負担金が確定したことにより、負担金に不足額が発生し、茨城県後期高齢者医療広域連合へ不足額を納付するためです。

続きまして、下段、5款、諸収入、2項、償還金及び還付加算金、保険料還付金30万円を増額するものです。これは保険料の減額更正に伴う還付金額が、当初の見込みより増額したことによるものです。

次に、歳出について御説明いたします。5ページ、1款、総務費、1項、総務管理費、後期高齢者医療広域連合市町村負担金、59万円を減額するものです。これは歳入で御説

明いたしました、事務費繰入金と同額を計上するものです。

続きまして下段、2款、後期高齢者医療広域連合納付金、1項、後期高齢者医療広域連合納付金、医療給付費納付金、3,007万5,000円を増額するものです。これは歳入で御説明しました、医療給付費負担分繰入金と同額を計上するものです。

続きまして6ページ、3款、諸支出金、1項、償還金及び還付加算金、還付金30万円を増額するものです。これは歳入で御説明しました、保険料還付金と同額を計上するものです。以上、後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

**○福祉部長（鈴木文江君）** 福祉部、鈴木です。議案第78号、令和6年度取手市介護保険特別会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3億1,875万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を95億7,367万5,000円とするものです。初めに、歳入について、ご説明申し上げます。補正予算書2ページを御覧ください。介護給付費の増加により、3款、国庫支出金、6,070万円、4款、支払基金交付金、8,606万3,000円、5款、県支出金、4,289万4,000円、7款、繰入金、1億2,909万4,000円を、それぞれ増額しております。繰入金の内訳は、1項、一般会計繰入金、3,984万4,000円、2項、基金繰入金、8,925万円を、それぞれ増額しております。

次に歳出について、増額が大きい主なものを、ご説明申し上げます。補正予算書6ページを御覧ください。2款、保険給付費、1項、介護サービス等諸費を御説明いたします。1目、居宅介護サービス給付費に要する経費は、利用者の増加により給付費が当初の見込みより増えることが予想されるため、2億1,100万円を増額しております。続いて、3目、施設介護サービス給付費に要する経費になります。こちらも利用者の増加により給付費が当初の見込みより増えることが予想されるため、6,100万円を増額しております。続いて、6目、居宅介護サービス計画給付費に要する経費は、居宅介護支援事業者が要介護認定者に対し、居宅介護サービス計画を作成したときの介護サービス給付費です。こちらも利用者の増加により、3,900万円を増額しております。以上、介護保険特別会計補正予算の説明となります。

**○健康増進部長（彦坂 哲君）** 健康増進部、彦坂です。続きまして、承認第4号、取手市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について、ご説明申し上げます。本件につきましては、児童手当法施行令及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令が改正され、医療福祉費に係る支給限度額の算定に用いる扶養親族の要件が厳格化されたことを受け、茨城県が作成する条例準則が従前の基準により判断するよう改められたことを踏まえ、当該準則と同様の措置を講ずる改正であります。なお、本件につきましては、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかでありましたので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分し、同条第3項の規定によりご報告申し上げます。説明は以上となります。

**○財政部長（田中英樹君）** 財政部、田中です。承認第5号、令和6年度取手市一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認につきまして、御説明いたします。御手元に議案書

と併せまして、令和6年度一般会計10月1日専決補正予算の概要をお配りしておりますので、後ほど御覧いただければと思います。それでは議案書1ページを御覧ください。補正予算の規模は、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ5,079万4,000円を増額し、予算総額を460億1,795万6,000円とするものです。補正予算の内容としましては、先日行われました第50回衆議院議員総選挙に係る経費について補正するものです。議案書5ページを御覧ください。2款、総務費、4項、選挙費の、衆議院議員総選挙に要する経費であります。選挙管理委員や投開票に係る管理者・立会人の報酬、投開票事務に従事する職員の時間外勤務手当、選挙用の消耗品や各種委託料など、合わせて5,079万4,000円を計上しております。財源としまして、全額が国の委託金により充当されます。当該選挙につきましては、総務省から9月30日付けで通知があり、10月15日公示、10月27日投票の日程で選挙が実施される見込みであることから、その執行に遺漏のないよう万全を期すようにとの求めがありました。そのため、特に緊急を要し、議会を招集する時間的な余裕がないことが明らかであったことから、10月1日付で専決処分をさせていただいたものでございます。以上が、承認第5号、令和6年度取手市一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認についての説明となります。

以上をもちまして、令和6年第4回取手市議会定例会に提出させていただきます各議案につきましてのオンライン説明を終了とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。